



令和6年3月 亀山市議会 一般質問

通学路の補強について

高島 辺法寺と野登の中学校の通学路の川沿いの道をコンクリートにできないか、何年もお聞きしてきました。車が通るといけないという回答でしたが、ポールが立っており車は通れない。対岸は施工して、そこだけできない原因を、管理者に聞いてくださいとお願いしました。教育長はどのように要望をされたのかお聞かせください。

答弁 管理者の三重県に対し、草刈りや剪定を含め碎石の補充や転圧、通行環境の整備をお願いしています。2月の中頃でしたか、夜に会議がございましたので、そういった機会も捉えて担当者のほうには定期的というか、不定期も含めてお願いをしています。自転車の通行路を延長して、三差路までつなぐ予定でしたがうまくいかず、堤防を通っている状況です。ガードパイプ等、車が停車するところは安全に配慮し取り組んでいます。自転車が通やすくなるよう関係機関に働きかけていきます。

高島 問いと答えがちぐはぐです。いま一度聞かせていただきます。2月の中頃、会議のついでに要望をされたということでしょうか。

答弁 これまでも、年度初めと交通安全プログラムの現地確認など、ご挨拶とか要望をしています。2月は会議の機会を捉えて担当部署へお邪魔しました。夜分で担当者に会えませんでした。その後電話で確認をしています。

高島 夜会議に行って、ついでに話せばいいやと思わざるを得ない。アポを取って聞かないのですか。点検ではなく、してもらわないと困ると言っていたかかないと。理解に苦しみますし、私から見ればついでだと思えます。行っても言えない状況に置かれているんですか。

答弁 市内のどの通学路の要望に対しても真摯に受け止め、お願いしています。河川事務所、建設事務所には、春、夏とお願いしています。2月は会えませんでした。これまでもきちっと要望しています。4月にも環境整備についてお願いをしていきます。

高島 回数ではなく結果ではないですか。1回で決まれば1回でしょう。回数でないならば、要望を言うということですか。要望が聞き入れられなければ回数じゃないですか、毎日でも言えればいいのではないのでしょうか。

答弁 学校長に改めて現状と地域の自治会の要望をまとめ、次回の交通安全プログラムに再要望する予定です。何回も行くことも定期的に行くのも一つの方法です。自治会の同意を取り付けたものを再度送るなど、あらゆる方法で環境整備に努めていきます。

高島 冷静をお願いします。碎石の補充や転圧ではなく、コンクリートで舗装してほしいとお願いをしたのですが、覚えていらっしゃるでしょうか。

答弁 覚えています。管理者の河川事務所から、堤防道路は舗装できないと回答がありました。そこで、より安全な環境をつくるために碎石と剪定をお願いしていますので、ご理解ください。

高島 理解も納得もしません。河川道路はどこも舗装していないのでしょうか。こちら側の理解をしてください。アスファルトかコンクリートにしてほしいと要望をしているのです。要望はしていただいておりますが、視点が違う。聞き入れられない理由を教えてください。

答弁 申し上げているとおり、堤防の道路は舗装ができないので、次の段階として、碎石や転圧で自転車が通やすくなるよう環境を整えるようお願いしています。何度も事務所に行き、これまでもずっと取り組んできました。

高島 碎石や転圧は以前からしてあり、傷んでいるので、舗装やコンクリートにしてくださいとお願いしています。堤防道路なのでできないなら、よそはしていないのかと聞いてもらいたいです。

答弁 舗装整備という形で継続要望を学校、地域の方々からご提出いただき、視点を変えて取り組みます。安全対策については、交通環境の整備を通学路の交通安全プログラムに基づき実施しています。これは市、県、警察との関係があります。中学生の自転車通学に関しては、自転車活用推進法を視野に入れ検討します。自転車事故のない安全で安心な社会の実現に向け、通行空間の整備や、交通安全教室の開催に取り組みます。市域全体の通学路の安全対策を実施していきます。

高島 交通安全プログラムで、堤防を走って、舗装のないところを走って堤防から転げ落ちていくことがありますよね。県や警察、河川事務所はそれでいいと言っていますか。

答弁 これから検討するのは、自転車の通行空間の整備で、安全安心な利用を考える中で、自転車活用推進法も視野に入れます。

高島 やってくれるまで続けます。通学路の問題の一つとして、確実に答えを聞いてきてください。安全・安心・最短で行けることが通学路の規定です。

答弁 会議に合わせてついでと誤解があるといけません。間隔を詰め、正式・非公式も含め担当者をお願いしていきます。通学路安全交通プログラムに載ったところを重点的に、早期改善されるよう努力します。

高島 公式も非公式もないです。不在ならアポを取ればいいです。全庁を挙げてお願いします。通学路は生活道路で、車も走っていて危ない。地域や学校から見直しの要望が上がっていますが、通学路の見直しを含めた今後の対応についてお聞かせください。

答弁 交通安全プログラムに基づき関係機関と連携し取り組んでいます。道路事情、居住状況の変化などによって調整をし、状況に



亀山市議会の情報はこちら



亀山市議会



亀山市議会
議会映像配信

高島 応じて対応していきます。

町中を走らず真っ直ぐ行けるようにと地元、学校からの要望ですので、確実に進めてください。また、その都度対応してください。はっきりした答えがないので、今回は確実にアポを取って、ついではな

市内の急傾斜地対策について

高島

震災の日に哀悼の意を表すとともに、三重県内におきましても海岸線の怖さ、山間部の怖さがあります。亀山市は急傾斜地が多く、地震で崩れる危険性があります。そこで、急傾斜地崩壊対策事業とはどのような事業なのか、お聞かせください。

答弁

急傾斜地崩壊危険区域に指定された箇所、擁壁工やのり面工など崩壊防止工事を行い、三重県が事業主体で実施します。

高島

急傾斜地の指定は三重県ですが、申請をする際はどのような要件を満たしていれば急傾斜地になるのかお聞きます。

答弁

傾斜度が30°以上、高さ5m以上の自然斜面で人家が5戸以上、また要配慮者利用施設や避難所があり、崩壊により被害が生じるおそれがある箇所です。

高島

一軒家はどうなりますか、5軒以上は見直してほしいです。事業採択に向けた土地が誰かの土地ですね。急傾斜地を確認する際は料金が発生すると思いますが、地権者の負担はどれぐらいなのかお聞かせください。

答弁

県と市と受益者で現地確認し、自治会から市に要望書を提出し、市から県に進達します。土地は寄附をいただきます。負担割合は、斜面の崩壊前の急傾斜地崩壊対策事業では、県が80%、市が10%、残りの10%が受益者負担です。崩壊後の急傾斜地災害緊急対策事業では、県が90%、5%が市、5%が受益者負担です。

高島

5軒であれば、10%の1/5ずつですね。寄附については土地の相続が整理されているか、相続人の許可など、こういった手続をすればよろしいですか。

答弁

土地が親の名義になっている場合、受益者に名義変更の手続を行います。なお、不明な点は市と県に相談できます。

高島

大きな地震が起これば崖崩れが心配ですが、亀山市の減災についてお聞かせください。

答弁

急傾斜地崩壊対策事業は、辺法寺2地区と東町1地区の2地区を実施しており、新たに菅内町地内の奥南2地区及び白木町地内の中里4地区も予定しています。急傾斜地災害緊急対策事業は、小川町地内の一色地区と関町地内の坂下2地区の2地区で実施しています。

高島

地震はいつ起きるか分かりません。台風もあり、地滑りの危険性があるので、全庁を挙げて危険であれば、すぐ対処してください。

工事発注の平準化について

高島

年度末は至るところで工事があり渋滞が起き、工事の忙しいときと暇なときが極端です。契約や設計を準備し、4月に予算が確定しますが、繰越予算や明許があるので3月末に重なる。繰越明許

答弁 と平準化について、お聞かせください。

予算を単年度でと踏まえつつ、工事中に不測の事態が発生した際に手続をし、繰り越して工事を進めます。

高島

単年度予算という基本条件があります。予算が決まらなると発注も工事もできませんが、繰越予算ならばもっと早く工事ができると思います。土木費に繰越明許が多数計上されている理由と、繰越しについてお聞かせください。

答弁

協議や調整に時間を要し、年度内に完成できずに繰り越す。または補正予算により交付金が追加されたり入札差金の発生により事業を前倒しし、予算を確保するも、完成できず翌年度に繰り越すなどが理由です。翌年度に前倒し繰り越すことで、今年度事業を有効に活用するために繰越明許費を計上しています。

高島

繰り越すかどうかを議決すると思いますが、繰り越した工事はどのような工事発注なのかお聞かせください。

答弁

本議会で承認をしたら、次年度予算と合算するなどして工事の設計をした上で次年度に工事発注をいたします。

高島

繰り越した予算も当初予算と同じく、設計と契約をしてから結局年度末に工事が集中してしまう。国や他自治体の手法も一緒でしょうか。国交省の資料を用意したので読んでください。

答弁

国土交通省でも年度予算の経費は翌年度に使用できません。繰越しは例外規定です。しかし、働き方改革等の観点から、建設業法、品質確保、入札及び契約の適正化により、発注者は適正な工期、施工時期の平準化、設計変更に努めなければならない。平準化のため、債務負担行為の活用や速やかな繰越手続等、柔軟な予算執行が可能となっています。

高島

単年度収支は大原則であり、議会の承認が必要ですが、柔軟に行っていたらと思います。亀山市の状況は進んでいないですが、単年度原則のもと、平準化の契約や財政上の課題についてお聞かせください。

答弁

平準化に向けた取組として、債務負担行為は、複数年度にわたる支出を予定し、財政を負担しますが、後年度の財源確保が不確実な場合、活用を慎重に判断する必要があります。繰越明許は、速やかな繰越手続を行うことで工事の平準化につながります。

高島

難しい言葉で分かりにくいです。前に進めるのか、簡潔にお聞かせください。

答弁

工事の平準化について、債務負担行為や速やかな繰越しが有効な手段の一つであると考えており、今後は国の示すような平準化に取り組めます。

高島

繰り越していくことよりも、みんなのためにやっていただきたい。繰越しのために提案するのではなく、長い目でやっていただきたいです。働き方改革もありますし、平準化に向けてかじを切っていただきたいです。

